

登記事項証明書（登記されていないことの証明書）・市町村の長の証明書

1 後見登記等に関する登記事項証明書 ⇒ 大阪法務局で交付を受けてください。（下記見本参照）

許可申請者（法人の場合は、監査役を除く法人の役員全員。あわせて役員が未成年者の場合は法定代理人、法定代理人が法人の場合はその役員）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人（支店長等）が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。） ※3か月以内に発行されたものを添付してください。

2 市町村の長の証明書 ⇒ 本籍地を所管する市町村で交付を受けてください。（下記見本参照）

許可申請者（法人の場合は、監査役を除く法人の役員全員。あわせて役員が未成年者の場合は法定代理人、法定代理人が法人の場合はその役員）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人（支店長等）が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

※3か月以内に発行されたものを添付してください。

（ただし、外国籍の方については、市町村の長の証明書に代えて、住民票（国籍、氏名（通称名含む）、生年月日を確認できる本人の抄本）を添付してください。）

市町村によって名称は異なります。

登記事項証明書（見本）

登記されていないことの証明書	
①氏名	〇〇 〇〇
②生年月日	昭和〇年〇月〇日
③住所	大阪府〇〇市〇〇1-1
④本籍	大阪府〇〇市〇〇1番地
<input type="checkbox"/> 国籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 △△△△

【問い合わせ先】

大阪法務局
〒540-8544 大阪市中央区谷町2-1-17
大阪第2法務合同庁舎
電話 06-6942-9459

市町村の長の証明書（見本）

身分証明書	
本籍地	大阪府〇〇市〇〇1番地
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日

1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
2. 後見の登記の通知を受けていない。
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。
令和〇年〇月〇日
大阪府〇〇市長 △△△△

【問い合わせ先】

本籍地を所管する市町村